

# 第 1 問 答 案 用 紙<1>

(監 査 論)

## 問題 1

二重責任の原則とは、財務諸表の作成責任は経営者が負い、監査人は当該財務諸表に対して意見を表明する責任を負うという責任分担原則である。

この点、経営者は、財務諸表の作成に当たって、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるか否かを評価する責任を負うとともに、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、継続企業の前提に関する注記を行う責任を負う。

一方、監査人は、経営者が行った継続企業の前提に関する評価や重要な不確実性が認められるか否かの判断、また、重要な不確実性が認められる場合には当該事項に関する注記の適切性について検討したうえで、経営者によって作成された財務諸表の適正性について意見を表明する責任を負う。

## 問題 2

監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無を確かめることにより、継続企業の前提に基づいて財務諸表を作成することの適切性や、継続企業の前提に関する注記の必要性が、当期の監査において重要な検討事項になるか否かを判断することができる。また、当該事項以外に関する財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルにおける重要な虚偽表示リスクを識別することにも役立てることができる。

これにより、監査人は、上記事項に対する適切な対応を反映した監査計画を作成することができ、効果的かつ効率的な監査を行うことができる。

# 第 1 問 答 案 用 紙<2>

(監 査 論)

## 問題 3

実施目的：監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断するために、経営者が策定した対応策が本問の状況を解消し、又は改善するものであるか否か、及び当該対応策の実行可能性を検討する。

具体的な監査手続：監査人は、債務免除の実行可能性について経営者や顧問弁護士に質問したり、取締役会議事録や主力金融機関とのやり取りの文書などを閲覧する。

## 問題 4 問 1

財務諸表の適正性に関する意見が記載される監査意見の区分は、本来、保証の枠組みの中で扱うべき事項が記載される。この点、継続企業の前提に関する事項が監査意見の区分に記載された場合には、監査人が企業の事業継続能力そのものを認定し、企業の存続を保証しているのではないかと利害関係者が誤解する虞がある。そのため、保証の枠組みから外れる情報提供機能の発揮である追記情報は、監査意見と明確に区分されて記載される。

## 問題 4 問 2

監査人は、継続企業の前提に関する事項が、財務諸表利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調して利用者の注意を喚起する必要があること、また、経営者が注記した継続企業の前提に関する事項について、重要な虚偽表示がないという十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断したことから、当該事項を監査報告書に追記情報として記載した。

## 問題 5

決算日後に実施された債務免除は、当年度の連結財務諸表には影響を及ぼさないが、翌年度以降の連結財務諸表に影響を及ぼす会計事象であるので、開示後発事象に該当する。よって、監査人は、当該事象に関する注記の必要性や、注記が必要である場合にはその適切性を検討する。また、注記が適切である場合には、必要に応じて監査報告書に強調事項を記載する。

## 第2問 答案用紙<1>

(監査論)

### 問題 1

監査人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合に、職業的懐疑心を高めたうえで、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、当該状況に関して経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施しなければならない。また、監査人は、当該状況を考慮して、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価が依然として適切であるかどうかを判断しなければならない。

### 問題 2

「立会」の実施時期：2月末を基準日とした立会では、残余期間である3月に在庫の水増しが行われた場合、当該不正を看過することになる。したがって、監査人Xは、実地棚卸を3月末で行うよう会社に依頼した上で、立会の基準日を2月末から3月末に修正したと考えられる。

「立会」の実施範囲：立会の実施時期を3月末に修正したとしても、立会をP倉庫のみに実施するのであれば、結局、倉庫間の在庫移動による在庫の水増しを看過することになる。このような不正を看過しないようにするためには、A工場内のすべての倉庫について同時に立会を実施する必要があると考えられる。したがって、監査人Xは、立会を実施する倉庫を、P倉庫のみからA工場内のすべての倉庫に修正したと考えられる。

### 問題 3

#### 問 1

伝達：監査人Xは、識別したA工場長の不正について、適切な階層の経営者に適時に伝達しなければならない。また、工場長は内部統制において重要な役割を担っている者と考えられるので、識別したA工場長の不正について、監査役等に対しても適時に伝達しなければならない。

## 第2問 答案用紙<2> (監査論)

### 問題 3

#### 問 1

重要性：本問の修正により税引前当期純利益が1,000百万円減少する。これにより、当期の実績と、重要性の基準値の決定基礎である業績予想とが大幅に乖離するため、監査人Xは、重要性の基準値を改訂すべきである。

未発見の虚偽表示：監査人Xは、不正は単発的に発生する可能性は低いことを認識したうえで、すでに入手した情報の信頼性に留意して、他の財務諸表項目においても虚偽表示が存在しないかについて検討すべきである。

#### 問 2

監査人Xは、当該不正に社長が関与している可能性がある場合には、社長の誠実性に疑念を抱く可能性もあるので、不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価と、実施するリスク対応手続への影響を再評価しなければならない。また、当該不正について監査役等に報告するとともに、監査を完了するため必要となる監査手続等について協議しなければならない。

### 問題 4

重要性の判断：開示すべき重要な不備に該当するか否かは、虚偽記載の発生可能性と影響の大きさによって判断される。ここで、工場長が関与しているA工場の内部統制の不備は、不備の潜在的な影響額が大きく、虚偽記載の発生可能性も高いので、開示すべき重要な不備に該当すると考えられる。以上より、監査人Xは、本問のような判断に至ったと考えられる。

是正措置の実施時期：A工場長は、期末日後に不正を認めているので、当該不正の原因となった内部統制の不備の是正措置は期末日後に行われたと考えられる。そのため、内部統制の評価時点である期末日においては開示すべき重要な不備が存在すると考えられる。以上より、監査人Xは、本問のような判断に至ったと考えられる。